

指定介護老人福祉施設 松崎十字の園 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設する指定介護老人福祉施設「松崎十字の園」(以下「事業所」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 従業者は、要介護状態にある入所者に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指すものとする。

2 従業者は、ユニットケアの実践できる施設を活用し、入所者の意思及び人格を尊重、ならびに入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 「松崎十字の園」は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 事業所において提供する指定介護老人福祉施設サービスは、介護保険並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 入所者個人の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及び家族のニーズを的確に捉え、施設サービス計画を個別的に作成し必要とする適切なサービスを提供する。

3 入所者及び家族に対し、サービスの内容、提供方法について、理解が得られるよう分かりやすく説明する。

4 統一された適切な介護技術によりサービスを提供する。

5 提供されたサービスについて常に評価及び質の検討を行う。

6 施設サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定介護老人福祉施設 松崎十字の園
- (2) 所在地 賀茂郡松崎町江奈157番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

- ①生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業の利用の申込みに係る調整、入所者、家族との相談、苦情の対応、また、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な業務を行う。

- ②看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の健康チェック、管理及び健康相談を行う。
- ③介護職員 2人以上
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し日常生活の介護介助、観察、記録を行う。
- ④機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、利用者の残存機能の促進、維持、移動動作の安全指導機能の減退を予防し、日常生活の活発化のための訓練、レクリエーションを行う。
- ⑤管理栄養士又は栄養士 1人以上
管理栄養士又は栄養士は、食事の献立作成及び栄養相談、栄養マネジメントケアを行う。
- ⑥医師 1人
医師は、利用者の診療及び健康管理を行う。
- ⑦介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、入所者及び家族の心身及び状況を十分に把握し、その希望に添った個別の施設サービス計画原案を作成し、入所者又は家族に対し説明し、同意を得る。また実施状況の把握を行うと共に必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用定員)

第6条 指定介護老人福祉施設「松崎十字の園」の利用定員は、50名とする。但し入院、外泊中の空きベッドは短期入所生活介護事業等に用いるベッドとして他の者に使用させることができる。なお、使用に当たっては入所者または家族の了解を得ることとし、使用中は居住費を徴収しない。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関する援助
 - ・排泄の介助
 - ・移動の介助
 - ・その他必要な身体介護
- (2) 食事に関する援助
 - ・食事摂取の介助
 - ・食事の準備、後始末の介助
 - ・その他食事に必要な介助
- (3) 入浴に関する援助
 - ・衣類着脱の介助
 - ・身体の清拭、洗髪、洗身
 - ・その他必要な入浴介助
- (4) 機能訓練に関する援助
 - ・日常生活機能回復訓練
 - ・レクリエーション
 - ・行事活動
 - ・趣味活動
- (5) 健康管理に関する援助
 - ・健康状態の確認及び記録
 - ・健康保持に関する相談助言
- (6) 相談、助言に関する援助

- ・入所者及び家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

(施設サービス計画の作成)

第8条 施設サービスの提供を開始する際には、入所者の心身状況、本人又は家族の希望状況を十分に把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

- 2 施設サービス計画の作成、変更の際には入所者又は家族に対して、当該計画の内容を十分に説明し、同意を得る。
- 3 入所者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに継続的なサービスの管理、評価を行う。

(事業の利用料)

第9条 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる事項について別に利用料の支払を受ける。

- (1) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (3) 理美容代
 - (4) 前各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者が負担することが適当と認められる費用
- 2 前項各号に掲げる費用額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者やその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を受けこととする。
 - 3 利用料の支払いは、現金、郵便局自動払込又は銀行口座振込により、指定期日までに受け取る。

(サービス提供の記録)

第10条 施設サービスの内容及び費用、その必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス提供証明書の交付)

第11条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係わる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、施設サービスを実施中に、入所者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し適切なる対応を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は非常災害に対して、入所者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

- (1) 防災部会 防災管理を徹底するため、防災委員会を構成する。
- (2) 部会の任務
 - ・施設及び防災設備の維持管理に関すること。
 - ・入所者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
 - ・入所者の非難誘導に関すること。

・災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。

- (3) 防災訓練 災害時における入所者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。事業所は、訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等地域との連携を重視する。

(秘密の保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 提供した施設サービスに関する本人又は家族からの苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行うため、受付窓口の設置、担当者を配置し、事実関係の把握、改善措置、入所者又は家族への説明等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第16条 事業の提供により入所者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(衛生管理)

第17条 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講ずる。

(虐待防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 虐待の防止のための研修（年2回以上）を定期的実施する。
(4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。
2 事業所はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

<その他運営についての留意事項>

(職員研修他)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
(2) 継続研修 年1回以上
2 事業所は、全ての施設介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す

る者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と「松崎十字の園」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2002（平成14）年 4月 1日から施行する。

2007（平成19）年	11月	1日	改訂
2010（平成22）年	12月	1日	改訂
2013（平成25）年	11月	1日	改訂
2015（平成27）年	2月	1日	改訂
2016（平成28）年	9月	1日	改訂
2024（令和 6）年	3月	1日	改訂